

川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例について

1. 制定の経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、基礎自治体への権限移譲として、従来神奈川県条例にて定められていた「理容師法及び美容師法に基づく構造設備及び衛生措置の基準」について、川崎市条例にて定めることとなった。

2. 制定日等

公布日：平成24年12月14日

施行日：平成25年4月1日

「理容師法等に基づく構造設備及び衛生措置の基準等に係る条例制定について」 に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

本市では、従来、神奈川県条例により定められていた理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、公衆浴場法及び旅館業法に関する基準等について、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)に基づく権限移譲により、川崎市が新たに条例で定めることとなりましたので、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、261通(意見総数268件)の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	理容師法等に基づく構造設備及び衛生措置の基準等に係る条例制定について
募集期間	平成24年8月27日(月)～9月28日(金)
提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・市政だより ・情報プラザ(市役所第3庁舎2階) ・各区役所(市政資料コーナー) ・健康福祉局健康安全室生活衛生担当(市役所第3庁舎4階) ・関係団体への周知
公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・情報プラザ(市役所第3庁舎2階) ・各区役所(市政資料コーナー) ・健康福祉局健康安全室生活衛生担当(市役所第3庁舎4階)

3 結果の概要

意見提出数(意見数)	261通(268件)
電子メール	1通(1件)
FAX	251通(256件)
持参	9通(11件)

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントの意見内容は、次のとおりとなっており、「基本的な考え方」に反映されたものや素案に対する質問・要望の御意見が寄せられました。

(仮称)旅館業法施行条例に関しては御意見を参考にして素案を修正していきたいと考えていますが、その他の条例についてはそれぞれの「基本的な考え方」に沿って条例制定の手続きを進めま

す。

【御意見に対する対応区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、条例の制定等に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が、既に「基本的考え方」に反映されているもの
- C 今後の社会情勢の変化に応じて参考とするもの
- D 素案に対する質問・要望の御意見であり、制度案の内容を説明・確認するもの
- E 今回の「基本的な考え方」と関連しないもの

【御意見の件数と対応区分】

項 目	市の考え方の区分					合計 (件数)
	A	B	C	D	E	
(1) (仮称) 理容師法施行条例に関する事				1		1
(2) (仮称) 美容師法施行条例に関する事		5		3		8
(3) (仮称) 公衆浴場法施行条例に関する事				4		4
(4) (仮称) 旅館業法施行条例に関する事	2 5 4			1		2 5 5
合 計	2 5 4	5	0	9	0	2 6 8

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) (仮称) 理容師法施行条例に関する事

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
1	アタマジラミのまん延や潜在性皮膚白せん菌症（しらくも）等の感染症を未然に防止するためには、洗髪が重要であるので、理容所に洗髪設備を必ず設置するよう規定するべきである。	1件	<p>感染症等の未然防止としては、理容師法等により、<u>はさみ・くし等皮ふに接する器具については客1人ごとに消毒し、皮ふに接する布片については客1人ごとに取りかえること、施術にあたっては清潔な作業着を着用し、手指を清潔に保つよう義務付けられている</u>とともに、国の衛生管理の指針である「理容所及び美容所の衛生管理要領」により、作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は客1人ごとに清掃し適正に処理すること、開設者及び管理理容師が常に従業員の健康管理をすること、感染症の患者若しくはその疑いのある者又は皮膚疾患のある者を扱ったときは、作業終了後、従業員の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと等が規定されており、立入調査時等にも指導を行っているところです。</p> <p>しかし、国の指針である「理容所及び美容所の衛生管理要領」においても、<u>洗髪設備を必ず設置または洗髪行為を必ず実施することまでは規定されていないことから、本市条例においても洗髪設備の設置を義務付けるまでの必要性はない</u>と考え</p>	D

			ています。	
--	--	--	-------	--

(2) (仮称)美容師法施行条例に関すること

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
2	アタマジラミのまん延や潜在性皮膚白せん菌症(しらくも)等の感染症を未然に防止するためには、洗髪が重要であるので、美容所に洗髪設備を必ず設置するよう規定すべきである。	2件	<p>感染症等の未然防止としては、美容師法等により、はさみ・くし等皮ふに接する器具については客1人ごとに消毒し、皮ふに接する布片については客1人ごとに取りかえること、施術にあたっては清潔な作業着を着用し、手指を清潔に保つよう義務付けられているとともに、国の衛生管理の指針である「理容所及び美容所の衛生管理要領」により、作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は客1人ごとに清掃し適正に処理すること、開設者及び管理美容師が常に従業者の健康管理をすること、感染症の患者若しくはその疑いのある者又は皮膚疾患のある者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと等が規定されており、立入調査時等にも指導を行っているところです。</p> <p>しかし、国の指針である「理容所及び美容所の衛生管理要領」においても、洗髪設備を必ず設置または洗髪行為を必ず実施することまでは規定されていないことから、本市条例においても洗髪設備の設置を義務付けるまでの必要性はないと考えています。</p>	D
3	管理美容師の名義貸しの禁止について規定すべきである。	1件	美容師法により、美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所には衛生管理のために美容所ごとに管理美容師を設置することが義務付けられていますので、同時に2以上の美容所の管理美容師になることや勤務実態の無い美容師が管理美容師になることはできません。	B
4	美容所内で無資格者(無免許)が美容業を行うことの禁止について規定すべきである。	1件	美容師法により、美容師でなければ、美容を業としてはならないと規定されています。	B
5	自宅や友人宅などで美容業を行うことの禁止について規定すべきである。	1件	<p>美容師法により、美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならないと規定されています。</p> <p>なお、疾病その他の理由により、美容所に来ることができない人や婚礼その他の儀式に参列する人に対してその儀式の直前に美容を行う場合</p>	B

			などには美容所以外の場所において業を行うことができる」と規定されていますが、このような理由がない場合は自宅や友人宅などで美容業を行うことはできません。	
6	美容所を開設する場合は美容組合に加入するよう規定してほしい。	1件	美容組合への加入については、開設者等が自らの意思により決めるものと考えておりますので、義務付けはできません。	D
7	体育館、公共施設等に避難している地震等被災者に対する出張業務を認めてほしい。	1件	美容師法等の趣旨により、地震等で被災され美容所に来ることができない人に対して、衛生上支障がない場合は出張業務を認めてまいります。	B
8	現在も実施しているチャリティカットを今後とも認めてほしい。	1件	美容の業に該当しない内容であり衛生上支障がない場合は、引き続き、美容所を開設することなく実施することが可能ですが、美容の業に該当する場合は美容所を開設した上で実施しなければなりません。	B

(3) (仮称) 公衆浴場法施行条例に関すること

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
9	保健所の指導の下、これまで一般公衆浴場ではレジオネラ症等の重篤な事故はいちども発生していないので条例案にあるようなこれまで以上に厳しい基準を満たす必要はないと考える。	1件	<p>これまでの国内事例として、一般公衆浴場を含めた公衆浴場施設の連日使用型循環式浴槽において、レジオネラ症の集団感染事例又は散発事例が発生し、死者が出ることもありました。</p> <p>レジオネラ属菌は土中等に常在するため、各区の保健所が行っている公衆浴場の浴槽水水質検査においてもレジオネラ属菌が検出されていること、また近年、近隣自治体においても集団感染事例が発生するとともに全国的にもレジオネラ症患者の発生は減少していないことなどから、今後、川崎市において感染事例が発生する危険性は十分にあると考えています。</p> <p>については、感染事例発生の可能性を少しでも減らせる方向で規定したいと考えています。</p>	D
10	一般公衆浴場はその料金を物価統制令により規制され、厳しい経営環境にある。 公共的役割を自覚し、市からの上下水道料金の減免や補助を受け、経営改善に努めているが、「浴槽水の	1件	<p>上記のとおり、川崎市においても、今後、感染事例が発生する危険性が十分にあると考えています。</p> <p>特に連日使用型循環浴槽水については、循環ろ過設備等に生物膜が発生しレジオネラ属菌が増殖する可能性が高く、国内でもいくつか集団感染が発生しており、各区の保健所が行っている公衆浴場の浴槽水水質検査においてもレジオネラ属菌が</p>	D

	水質検査回数について連日使用型循環浴槽水は1年に2回以上」に変更することは更なる負担になるため削除してほしい。		検出され、その際、循環ろ過設備等の洗浄・消毒を指導しているところです。 現在の県条例の規定では、毎日完全に換水している浴槽水も連日使用型循環浴槽水も一律に1年に1回以上の水質検査を規定していますが、利用者の方が感染する可能性が少しでも減るように、よりリスクの高い連日使用型循環浴槽水については水質検査の頻度を「1年に2回以上」に上げて規定したいと考えています。	
11	経営不振の状況であるため、「浴槽水の水質検査回数について連日使用型循環浴槽水は1年に2回以上」に変更するのであれば水質検査の費用を全額市で負担してほしい。	1件	より頻繁に水質検査を実施すれば発生がゼロに近づくと思われませんが、最低限の回数として、厚生労働省の指針等の規定と同様に「ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全換水している浴槽内の湯水については、1年に1回以上、連日使用型循環浴槽水については1年に2回以上」と規定したいと考えています。	
12	「浴槽水の水質検査回数について連日使用型循環浴槽水は1年に2回以上」に変更することについて、厚生労働省の指針とはいえ根拠がわからない。もし、2回行えば事故がなくなるなら従うこともやぶさかではない。	1件	また、浴槽水の水質検査については、営業者が利用者の安全性を確保し、経営を維持するためにも必要な検査となりますので、営業者の負担により実施するものと考えています。	

(4) (仮称) 旅館業法施行条例に関すること

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
13	<p>ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業における「客室内で宿泊料金の支払いができる構造設備を有しないこと。」の規定を削除してほしい。</p> <p>【理由】</p> <p>・「宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位置していること。」、「受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン</p>	254件	<p>社会的にIT化が進み、インターネット決済、電子マネー、カード決済等の普及が進んでいる中、その利便性等により利用者の支払い方法に対する要望も多様化しているものと考えられます。</p> <p>近隣自治体において一般的に選択できる支払い方法が本市施設において選択できない場合、本市旅館業の健全な発達に影響を及ぼす可能性がある一方、客室内での宿泊料金の支払いを認めることにより、利用者が玄関帳場等において従事者等と直接面接することが阻害されてはなりません。</p> <p>よって、今後は関係機関と連携の上、施設の監視指導を強化し、利用者が玄関帳場等において従事者等と直接面接することを徹底していくことを前提に「客室内で宿泊料金の支払いができる構造設備を有しないこと。」の規定を削除する方向で検討します。</p>	A

	<p>等により遮へいされていないこと。」と他にも直接面接することにより疫病感染等を未然に防ぐ条文がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、シティホテル等でも客室内でのプリペイドカード決済、パソコンや多機能テレビでのインターネット決済が常識化している中、客室内での自動精算設備（カード読取り機・パソコン設備等）の禁止は、現代社会における多様化するビジネス様式に大きな弊害を与え、新規の商業進出に影響を及ぼす。 ・横浜市や相模原市においても多様化するビジネス様式を阻害しないために当該規定を削除している。 ・既存の客室内精算設備に数千万円の多額の投資をしており、いまだに償却できないホテルが多数あり、強制的に破棄することは財産権の侵害になる。 			
14	<p>簡易宿所、下宿営業等の床面積に関しては見直す余地がある。（1人あたり1.65平方メートルは現代社会においてあり得ないのではないか。）</p>	1件	<p>カプセルホテル等施設も存在し、需要もあることから、最低床面積の引き上げについては難しいと考えています。</p> <p>その他衛生措置基準や構造設備基準等について指導を徹底し、施設の衛生水準の向上を図って行きたいと考えています。</p>	D

理容所・美容所施設数(平成26年3月31日現在)

資料3

理容所				
施設数	洗髪設備のある施設数 (再掲)	洗髪設備のない施設数 (再掲)	毛髪カットを 行う施設	顔そり専門
			706	691

美容所									
施設数	洗髪設備のある施設数 (再掲)	洗髪設備のない施設数 (再掲)	毛髪カットを 行う施設	その他					
				まつ毛施術	まゆげカッ ト	結髪	かつら装着 に伴う行為	化粧	その他
				1330	1236	94	21	58	1

理容所・美容所に関する苦情・相談等の件数
 (保健所 平成25年4月1日～平成26年4月30日)

理容所の苦情・相談等 1件 美容所の苦情・相談等 12件

苦情・相談等の内容		
理容所	廃止届を提出後に理容所を営業することについて	1件
美容所	無資格者のまつ毛施術に関して	6件
	まつ毛施術施設の届出状況に関して	2件
	消毒設備の衛生に関して	1件
	カラーリング剤に関して(アレルギー症状)	1件
	洗髪時に顔を覆うタオルの衛生管理に関して	1件
	無資格者の美容業行為に関して	1件

理容所・美容所に関する苦情・相談等の件数
 (消費者行政センター 平成25年4月1日～平成26年4月30日)

理容所の苦情・相談等 4件 美容所の苦情・相談等 23件

苦情・相談等の内容		
理容所	施設の対応、態度に関して	3件
	施術、出来上がりに関して	1件
美容所	施設の対応、態度に関して	6件
	料金、契約に関して	5件
	まつ毛施術店に関して	4件
	施術、出来上がりに関して	2件
	クレーム処理方法に関して(施設からの相談)	2件
	着付けに関して	2件
	施設への弁償に関して	1件
	施設からの補償の対応方法について(火傷)	1件